

標準様式例6-2（工事）

（第1回）最終） 契約変更の内容

変更契約年月日	令和7年1月15日
契約業者	株式会社西島製作所 東京支社
契約業者の住所	東京都品川区大崎町一丁目6番1号(TOC大崎ビル9階)
工事の名称	R5谷田川排水機場ポンプ設備修繕工事
工事場所	群馬県邑楽郡板倉町飯野地先
工事種別	機械設備工事
工事概要	主ポンプ分解整備 1台分
工期(自)	令和6年2月16日
工期(至)	令和7年5月30日
変更前の契約金額	264,000,000 円(税込み)
変更金額	+0 円(税込み)
変更後の契約金額	264,000,000 円(税込み)
変更理由	支払限度額及び支払条件の変更

標準様式例6-2（工事）

（第2回、最終） 契約変更の内容

変更契約年月日	令和7年5月29日
契約業者	株式会社西島製作所 東京支社
契約業者の住所	東京都品川区大崎町一丁目6番1号(TOC大崎ビル9階)
工事の名称	R5谷田川排水機場ポンプ設備修繕工事
工事場所	群馬県邑楽郡板倉町飯野地先
工事種別	機械設備工事
工事概要	主ポンプ分解整備 1台分
工期(自)	令和6年2月16日
工期(至)	令和7年10月31日
変更前の契約金額	264,000,000 円(税込み)
変更金額	+770,000 円(税込み)
変更後の契約金額	264,770,000 円(税込み)
変更理由	1. 据付工 ・現場発生品運搬を実績により変更。 2. 共通仮設費 ・諸経費動向調査対象工種となったため、調査費用を増工。 ・快適トイレの精算変更(増)を行った。 3. 工期 本修繕工事に伴い、主原動機を撤去後に、再据付作業を実施したところ、作業時に主原動機の一部に損傷が発見された。損傷箇所の整備が必要となるが、出水期間(6月1日～10月31日)内に主原動機を整備することは、出水時水害防止活動の観点から不可能であることから、10月31日まで工期を延長した。